

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 1 0 号

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例

相模原市都市公園条例(昭和 4 5 年相模原市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 中 「 9 時～22 時 」 を

「  
専用利用  
9 時～17 時  
一般利用  
9 時～22 時  
」  
に改め、同表備考 2 中「競技場及びアイ

スケート場の」を削り、「、アイススケート場の」を「、」に改める。

別表第 2 第 5 項第 1 号の表中

「  

大	人	1 回	280 円
小	人		140 円

を

「  

	ストリー	市 民	150 円
	トダンス	市民以外	750 円
エリア	のもの		

」

専用利用	バスケットボールエリア	市 民	2 時間につき	1,500 円
		市民以外 のもの		7,500 円
	スケートボードエリア	市 民		4,600 円
		市民以外 のもの		23,000 円
	全 面	市 民		6,250 円
		市民以外 のもの		31,250 円
一般利用	大 人	1 回	280 円	
	小 人		140 円	

に改め、同表備考2

中「場合」の次に「(ニュースポーツ広場にあつては、一般利用する場合に限る。)」を加え、同表備考3中「専用利用とは」の次に「団体で専用して利用することを、一般利用とは専用利用以外で個人又は団体が利用することをいう。この場合において、ニュースポーツ広場を除き、専用利用にあつては」を加え、「利用することを、一般利用とは」を「、一般利用にあつては」に改め、「いう」の次に「ものとする」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 改正後の相模原市都市公園条例の規定によるニュースポーツ広場の専用利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

##### (相模原市都市公園条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 相模原市都市公園条例等の一部を改正する条例(令和5年相模原市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち相模原市都市公園条例別表第1の3備考2の改正規定中「「及びアイススケート場」及び」及び「アイススケート場の」を削る。